

# 身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入に係る仕様書

## 1. 調達概要

- (1) 目的  
身体障害者手帳交付事務補助業務に利用する機器等を借り入れる。
- (2) 内容  
身体障害者手帳交付事務補助業務に利用する機器等の借入一式
- (2) 借入期間  
平成30年12月1日から平成35年11月30日(60ヶ月)
- (3) 履行場所  
奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部障害福祉課
- (4) 納入期限  
平成30年11月28日

## 2. 調達機器の仕様

### ①ノート型パソコン(マイナンバー用)3式

マイナンバー利用事務専用端末 必要なソフトウェア等

	品目	仕様
PC本体	マイナンバー利用事務専用端末	OS: Windows 10 professional(64bit) ※Windows 10のバージョンは、1803とする。 CPU: Intel社製Celeron 3865U 1.80GHz メインメモリ: 4GB 内蔵SSD: 容量128GB 内蔵DVD-ROM装置: 読み込みのみ、書き込み機能を停止する等の代替は認めない。 ディスプレイ装置: 15.6型相当、TFT液晶以上、内蔵ディスプレイでWXGA表示以上 インターフェース: USB3.0対応で1ポート以上、USB2.0対応で2ポート以上。 LAN接続装置: 100BASE-TX対応、RJ-45コネクタ対応 キーボード: 日本語に対応していること。(JIS配列準拠)、テンキーあり。
ソフトウェア	Office	Office 2016 Standard Pro(Microsoft社製) ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス契約、またはSelect Plus for Government Partners契約を利用すること。 ・担当者の別途指示する内容に従い、納入パソコンへのインストールを行うこと。
	Microsoft Windows Server CAL(クライアントアクセスライセンス)	※最新版を納入すること。 ・WindowsデバイスCALとすること。 ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス契約、またはSelect Plus for Government Partners契約を利用すること。 ・ライセンス保有状況がわかる書類を納入すること。
	ファイル暗号化システム	DigitalArts社製 FinalCode自治体限定ライセンス(5年分)
	資産管理ソフト	SKYSEAClientView クライアントライセンス
	顔認証システム	ARCACLAVIS Ways デバイスライセンス ARCACLAVIS Ways 顔認証ライセンス ARCACLAVIS Ways トークンライセンス
	奈良県所有ソフトウェアのインストール作業等	前記納入ソフトウェアの他、県が許可したソフトウェアをインストールし、動作する環境設定を行うこと。主に更新端末にインストールされているソフトウェアが対象 ・プリンタードライバー(プリンターサーバ等含む)
その他のソフトウェア	担当者と協議のうえ不要なソフトウェアが機器にあらかじめインストールされている場合は、アンインストールを行うこと。	
機器類	LANケーブル(オレンジ色)	10m相当
	のぞき見防止シート	エレコムEF-PFF156W相当
	セキュリティワイヤー	エレコム ESL-371相当
	Webカメラ	ロジクール HDウェブカム C270相当
	マウス	USB接続BlueLED方式相当 標準サイズ(縦: 90~115mm、横: 45~70mm程度) ホイール付、本体色は、「黒」 マウス本体にタグ又は、シール等を付けて、県の所有がわかるようにすること。マウスパッドも添付すること。
	電源等	商用電源100Vで利用できること。 外部電源が利用できない場合に対応するバッテリーを付属し、内蔵していること。内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。
	マニュアル(取扱説明書)	日本語であること(媒体はCD-ROM等で提供されていてもよい)

②ノート型パソコン（共通端末用） 3式

共通端末 必要なソフトウェア等

	品目	仕様
PC本体	共通端末	OS: Windows 10 professional (64bit) ※Windows 10のバージョンは、1803とする。 CPU: Intel社製Celeron 3865U 1.80GHz メインメモリ: 4GB 内蔵SSD: 容量128GB 内蔵DVD-ROM装置: 読み込みのみ、書き込み機能を停止する等の代替は認めない。 ディスプレイ装置: 15.6型相当、TFT液晶以上、内蔵ディスプレイでWXGA表示以上 インターフェース: USB3.0対応で1ポート以上、USB2.0対応で2ポート以上。 キーボード: 日本語に対応していること。(JIS配列準拠)、テンキーあり。 LAN接続装置: 100BASE-TX対応、RJ-45コネクタ対応
ソフトウェア	Office	Office 2016 Standard Plus (Microsoft社製) ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス契約、またはSelect Plus for Government Partners契約を利用すること。 ・担当者の別途指示する内容に従い、納入パソコンへのインストールを行うこと。
	インターネットエクスプローラ	納入する機器にはInternet Explorer 11をインストールすること。
	一太郎 (Justsystem社製)	・購入バージョンは「一太郎Pro4 Government」とする。 ・担当者の別途指示する内容に従い、納入パソコンへのインストールを行うこと。
	資産管理ソフト	SKYSEA シンクライアント奈良県庁版 追加ライセンスを用意すること。 また、リース期間中の保守費用を含めること。
	Microsoft Windows Server CAL (クライアントアクセスライセンス)	※最新版を納入すること。 ・WindowsデバイスCALとすること。 ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス契約、またはSelect Plus for Government Partners契約を利用すること。 ・ライセンス保有状況がわかる書類を納入すること。
	Windows Remote desktop services - User CAL	・WindowsデバイスCALとすること。 ・購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス契約、またはSelect Plus for Government Partners契約を利用すること。 ・ライセンス保有状況がわかる書類を納入すること。
	奈良県所有ソフトウェアのインストール作業等	前記納入ソフトウェアの他、県が許可したソフトウェアをインストールし、動作する環境設定を行うこと。主に更新端末にインストールされているソフトウェアが対象 ①フリーウェアソフト (Lhacat・Jydivide等含む) ②プリンタードライバー (プリンタサーバ等含む)
	その他のソフトウェア	担当者と協議のうえ不要なソフトウェアが機器にあらかじめインストールされている場合は、アンインストールを行うこと。
機器等	LANケーブル (青色)	10m相当
	電源等	商用電源100Vで利用できること。 外部電源が利用できない場合に対応するバッテリーを付属し、内蔵していること。内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。
	マニュアル (取扱説明書)	日本語であること (媒体はCD-ROM等で提供されていてもよい)
	マウス	USB接続BlueLED方式相当 標準サイズ (縦: 90~115mm、横: 45~70mm程度) ホイール付、本体色は、「黒」 マウス本体にタグ又は、シール等を付けて、県の所有がわかるようにすること。マウスパッドも添付すること。

(補足)

1. 「グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百号))」及び「平成30年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に適合している機器であること。
2. 機器は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。(なお、内部のメモリやSSDなどの部品においても同様に同一型番であること)
3. 機器は、公示日以降において製品カタログ等に記載されており、かつ、製造を行っているもので未使用のものであること
4. パソコン本体及びすべての付属品は、新品であること。

### 3. 機器の搬入、設置、調整等について

- (1) 平成30年11月28日までに機器を搬入すること。搬入場所については、奈良県福祉医療部障害福祉課とする。
- (2) 機器は、平成30年11月28日までに調整を実施し、上記1の(1)目的に沿って問題なく運用できる状態にすること。ソフトウェアについては、奈良県情報システム課と適宜調整の上、インストール及び基本設定を行い、ライセンスは、「奈良県保有分の追加ライセンス」とすること。
- (3) NW環境については、設置場所にLANケーブル敷設済みのため、構築を要しない。
- (4) 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。
- (5) 指定するソフトウェアのインストールの設定作業及び動作確認を完了させること。
- (6) 機器及び指定するソフトウェア等が全て問題無く動作することを確認すること。
- (7) Bluetooth、赤外線通信ポート、無線LAN等、奈良県が不要とするデバイスについては、機能停止のための設定を行うこと。

### 4. 保守について

- (1) 機器等を良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、5年間の保守を行うこと。
- (2) 保守対応物件は、機器仕様に記載の物件全てとする。
- (3) 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。ただし、保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口は一元化し、県に届け出ること。
- (4) 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の8:30～17:15とする。
- (5) 障害発生時には、通知後2時間以内に復旧作業に着手し、原則として3日以内に復旧させること。持ち帰っての修理も可能（ただし、ハードディスクを除く）。早期に修理を完了させるとともに、修理期間中は代替品を提供すること。
- (6) ハードディスクの交換が必要となる場合は、ディスクは回収しない、又は、ディスクデータ消去証明書を発行し回収することとする。
- (7) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (8) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で価格を積算すること。ただし、奈良県子障害福祉課内で使用した電力料は、奈良県の負担とする。

### 5. リース満了後の措置

賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、ハードディスクのデータ内容を完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。